

愛媛県報

発 行 **愛 媛 県**

第1780号

印 刷 岡田印刷株式会社

平成18年7月25日火曜日 第1780号

◇ 目 								
告 示								
土地改良区役員の就退任の届出645								
土地改良事業の工事完了の届出645								
義務付保の同意を求めるための事前届出及び指定漁船調書の								
縦覧								
公有水面埋立免許の出願646								
道路の位置の指定								
教育委員会告示								
愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭によ								
る開示請求ができる個人情報の一部改正647								
告 示								

○愛媛県告示第1128号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第18条第16項の規定により、四国中央市土居町土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成18年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

就 任

0

 \bigcirc

役員の種類	氏		名		住 所		
理事	真	鍋	久	繁	四国中央市土居町上野3698番地		
"	真	鍋	敏	男	四国中央市土居町上野1305番地		
"	尾	﨑	良	雄	四国中央市土居町北野1163番地		
"	高	橋		毅	四国中央市土居町北野61番地		
"	星	田		脩	四国中央市土居町土居1678番地		
"	加	地	昌	幸	四国中央市土居町畑野377番地		

"	苅	田	厳	之	四国中央市土居町中村1003番地
"	萩	尾	久美	€男	四国中央市土居町中村663番地
"	中	Ш	幸	夫	四国中央市土居町小林1642番地
"	越	智	正	義	四国中央市土居町小林292番地
"	大	田	徹	雄	四国中央市土居町藤原4番耕地141
"	藤	田		強	四国中央市土居町藤原4番耕地153
"	村	上	勝	正	四国中央市土居町津根1722番地 1
"	近	藤	忠	己	四国中央市土居町津根3910番地
"	安	藤	亮	_	四国中央市土居町中村1857番地
"	河	村		薫	四国中央市土居町野田1154番地
"	大ク	ス保	繁	男	四国中央市土居町天満2662番地
"	Щ	中		孝	四国中央市土居町天満587番地
"	保	子	元	市	四国中央市土居町蕪崎2553番地
"	鈴	木	陸	史	四国中央市土居町蕪崎858番地
監事	安	藤	芳	亘	四国中央市土居町津根3095番地
"	岸	森	光	男	四国中央市土居町天満2659番地
"	寺	尾	則	雄	四国中央市土居町入野907番地
					<u> </u>

○愛媛県告示第1129号

土地改良法(昭和24年法律第 195号)第 113条の2第1項 の規定により、砥部町から次のとおり土地改良事業の工事が 完了した旨の届出があった。

- 11. - 1. 11 - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. - 11. -

平成18年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

土地改良事業の名称	土地改良事業の 施行に係る地域	土地改良事業の工 事の完了年月日
県単独補助土地改良事業 (かんがい排水)	拾町地区	平成18年 3 月17日

○愛媛県告示第1130号

漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定により、漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、同政令第5条第3項の規定により、1のとおり公示し、及び2のとおり指定漁船調書を縦覧に供する。

平成18年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 届出事項

(八幡浜地方局管内)

発 起	人 の 住 所 及 び	氏名	加入区	漁船損害等補償法第 113 条第 1 項の申出をする漁業協同組 合の名称
八幡浜市合田1194番地	八幡浜市川上町上泊	八幡浜市向灘410番地	八幡浜	八楼汽海光边已纪今
中 川 嘉十郎	二宮明	松本嘉晃	八幡浜	八幡浜漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

(1) 縦覧期間

平成18年7月25日から同年8月8日まで

(2) 縦覧場所

次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる場所

八幡浜地方局管内の加入区

八幡浜地方局産業経済部水産課

○愛媛県告示第1131号

次のように公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という。)第2条第1項の規定に基づく埋立ての免許の出願があった。

法第3条第1項に規定する書面及び関係図書は、愛媛県庁、今治地方局建設部及び上島町役場において告示の日から起算して3週間公衆の縦覧に供する。

平成18年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 出願者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

越智郡上島町弓削下弓削 210 番地

上島町

代表者 上島町長 上村俊之

越智郡上島町弓削下弓削 185 番地の 5

- 2 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域

ア 位置

越智郡上島町魚島字井ノ頭3番耕地67番1地先の公 有水面

イ 区域

次の1点から11点までを順次直線で結んだ線及び11 点と1点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町魚島字篠塚1368番5篠塚物揚場に設置された金属鋲)は、北緯34度10分48秒、東経133度19分26秒の地点

1 点は、基点から真北 334 度30分36秒 50 29 メート ルの地点

2点は、1点から真北306度06分35秒2.86メートル の地点

3 点は、2 点から真北36度08分07秒0 .78メートルの 地点

4点は、3点から真北306度06分17秒659メートル の地点

5 点は、4 点から真北36度06分19秒 10 34 メートル の地点

6 点は、5 点から真北 126 度06分17秒6 59メートル の地点

7点は、6点から真北36度08分07秒0.78メートルの 地点

8 点は、7 点から真北 126 度06分13秒 13 .17 メート ルの地点

9点は、8点から真北266度45分20秒626メートル の地点

10点は、9点から真北270度42分08秒4.08メートルの地点

11点は、10点から真北 242 度30分50秒3 62メートル の地点

ウ 面積

147 :49平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置

越智郡上島町魚島字井ノ頭3番耕地67番地1地先の 公有水面及び陸域

イ 区域

次のA点からR点までを順次直線で結んだ線及びR 点とA点を直線で結んだ線により囲まれた区域

基点(越智郡上島町魚島字篠塚1368番5篠塚物揚場に設置された金属鋲)は、北緯34度10分48秒、東経133度19分26秒の地点

A 点は、基点から真北 331 度27分31秒 49 38 メートルの地点

B 点は、A 点から真北 305 度58分33秒 55 39 メート ルの地点

C点は、B点から真北35度44分00秒 11.00 メートル の地点

D点は、C点から真北 305 度44分02秒 36 .00 メート ルの地点

E点は、D点から真北35度44分01秒 62 .00 メートル の地点

F点は、E点から真北 135 度51分30秒106 .62メート ルの地点

G点は、F点から真北 215 度29分43秒4 56メートル の地点

H点は、G点から真北 212 度13分51秒8 87メートル の地点

I 点は、H点から真北 212 度08分22秒7 26メートル の地点

J点は、I点から真北 210 度21分56秒7 41メートル の地点

K点は、J点から真北 191 度53分19秒6 .19メートル の地点

L 点は、K 点から真北 173 度42分40秒6 91メートル の地点

M点は、L点から真北 167 度09分30秒8 .14メートル の地点

N点は、M点から真北 297 度46分32秒8 .68メートル の地点

O点は、N点から真北 269 度29分53秒 10 .61 メート ルの地点

P点は、O点から真北 240 度17分31秒8 91メートル の地点

Q点は、P点から真北 224 度01分37秒6 41メートル の地点

R点は、Q点から真北 305 度44分35秒7 88メートル の地点 ウ 面積

6 541 91平方メートル

3 埋立地の用途

漁港施設用地 約 150 平方メートル

出願年月日

平成18年6月30日

○愛媛県告示第1132号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定により、次のとおり道路の位置を指定する。

平成18年7月25日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 道路の位置

伊予郡松前町大字筒井字銀杏 518 番 1

- 2 申請人の住所氏名 伊予郡松前町大字浜 775 番地 1 株式会社 コーシンコンストラクション 代表取締役 福枡 浩司
- 3 図面省略

教育委員会告示

○愛媛県教育委員会告示第5号

愛媛県個人情報保護条例第27条第1項の規定による口頭に よる開示請求をすることができる個人情報(平成14年3月愛 媛県教育委員会告示第3号)の一部を次のように改正し、告 示の日から施行する。

平成18年7月25日

愛媛県教育委員会

委員長 井 関 和 彦

第1次選考試験の筆 記試験の項目別得点 (一般教養及び教職 専門科目にあっては 、それぞれの得点) 面接試験の得点、学 業成績等の得点及び 総合得点並びに総合 ランク(第1次選考 試験の不合格者に係 るものに限る。)

表中

を

第1次選考試験の筆 記試験の項目別得点 (一般教養及び教職 専門科目にあっては それぞれの得点) 面接試験の得点及び 学業成績等の得点並 びに第2次選考試験 の得点、総合得点並 びに総合ランク

第1次選考試験の筆 記試験の項目別得点 (一般教養及び教贈 専門科目にあっては 、それぞれの得点) . 集団討論·面接討 験の得点、学業成績 の得点、スポーツの 分野の実績等に対す る評価点、総合得点 及び総合ランク(第 1 次選考試験の不合 格者に係るものに限 る。)

に改める。

第1次選考試験の筆 記試験の項目別得点 (一般教養及び教職 専門科目にあっては 、それぞれの得点) 集団討論・面接試験 の得点、学業成績の 得点及びスポーツの 分野の実績等に対す る評価点、第2次選 考試験の得点並びに 総合得点

平成18年7月25日	愛 媛	- 県	報	第1780号